

もし緊急に呼び出されたら...

緊急呼出手当とは？

申し訳ないが、今から職場に出てきてもらえないか？」
みなさんは、休日や時間外、自宅や寮にいたときに、職場の上
司から、このような電話が掛かってきたことはありませんか？
休日に出てくるわけだから、何か手当はあるのだろうか？」と
思ったことのある方も多いでしょう。もちろんあります。

この場合、緊急呼出手当が支払われる決まりです。この手当は
**事故・災害等の発生により、勤務時間外に、会社施設外にいる社
員が緊急の出勤を命ぜられ、直ちに出勤を開始し、指定された場
所に到着した場合に支給されます。**（賃金規定第86条）

金額については次のとおりです。（賃金規定第87条）

深夜時間帯（22時～5時） 2,000円

それ以外の時間帯 1,000円

※所定の勤務時間外に働くわけですから、この手当とは別に、
超勤手当も発生します。

工務関係社員の皆さん

このような事象はありませんか？

例)

- ・踏切事故で呼び出し
- ・遮断桿折損
- ・架線の切断
- ・線路内への倒木、倒竹
- ・信号系統トラブル
- ・沿線火災
- ・雪害、大雨、台風

この他にもいろいろありますが、**呼び出
された場合に、きちんと手当は支払わ
れていますか？**

もちろん駅や乗務員が呼び出された場
合も同様です。

きちんと支払いが行われているのか、
職場で確認できるようになっています
か？今までの分も確認してみましよう。

先月も架線の事
故で呼び出され
た...



今度職場に行っ
て、助役に聞いて
みよう。



若いカ

第 66 号

2017年 3月1日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号

ニッコーハイツ1003号

JR 092-2075

NTT092-483-1515